

コンタクトレンズに係る費用に関する掲示

当院では、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、北海道厚生局に届出を行っています。

○初診及び外来診療料

コンタクトレンズの装着を目的に当院に初めて受診した方は、
初診料：291点を算定いたします。

当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は、
外来診療料：76点を算定いたします。

○コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科的検査を行った場合、
コンタクトレンズ検査料1：200点を算定いたします。

○コンタクトレンズの診療を行う医師

・菅野 晴美 診療経験37年（令和7年4月現在）

※上記について、ご不明な点がございましたら、当院職員にご相談ください。